

東都医支発第 3248 号  
(地区第 1685 号)  
令和 6 年 3 月 12 日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎治夫  
(公印省略)

### 計量法の遵守に関する周知について（協力依頼）

平素より本会会務にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

標記について、東京都計量検定所から別添のとおり通知がありました。

医療機関等において、健康診断や特定健診等の体重測定等の際に「はかり」を使い、その測定値を健康診断票等に示して受診者や公的機関等に通知、報告等される時は、計量法（平成 5 年 11 月 1 日施行、以下「法」）による規制に適合した「はかり」を使用する義務があります。

しかし、医療機関等に対し法の周知が行き届いていないため、法に適合しない計量器を使用している事実が散見していることから、計量法の順守に関する周知依頼がありました。

計量法で規制されている「はかり」は、検定証印又は基準適合証印のあるものとなり、「家庭用」の表示のある体重計は、使用出来ないとされております。

また、東京都が 2 年に 1 回実施する「定期検査」を受検する必要があり、不合格の「はかり」は、そのままでは体重測定等に使用することができません。

これらについては罰則もありますので、添付資料をご確認のうえご留意いただきますようお願いします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へのご周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ■問合せ先

東京都計量検定所検査課計画担当

メール：[S1122003@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1122003@section.metro.tokyo.jp)

電話：03-5617-6638（直通）

担当者：及川、吉田

※より丁寧なご説明等を行うため、極力メールでお問合せいただきたいとのことです。



With corona そして Post corona の  
都民の安全安心を守るため、  
東京都医師会は近未来を見据えた  
東京の医療提供体制の構築に向けて  
尽力してまいります

(公社) 東京都医師会 医療支援課  
メール：[shien@tokyo.med.or.jp](mailto:shien@tokyo.med.or.jp)  
電話：03-3294-8831（直通）  
FAX：03-3292-7097

5 計量査第 221 号  
令和 6 年 2 月 28 日

公益社団法人 東京都医師会  
会長 尾崎 治夫 様

東京都計量検定所  
所長 戸澤



### 計量法の順守に関する周知について（協力依頼）

日頃より、東京都の計量行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。  
医療機関等において、健康診断や特定健診等の体重測定等の際に「はかり」を使い、その測定値を健康診断票等に示して受診者や公的機関等に通知、報告等される時は、計量法（平成 5 年 11 月 1 日施行、以下「法」）による規制に適合した「はかり」を使用する義務があります。

しかし、医療機関等に対し法の周知が行き届いていないため、法に適合しない計量器を使用している事実が散見しています。

つきましては、法の知識や理解の向上及び法が順守されますよう、下記のとおり貴会管下医療機関等への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力いただければ幸いです。

#### 記

##### 1 依頼内容

以下に記す周知内容について、貴会員への周知及び貴会ホームページ等への掲載。

##### 2 周知内容

- (1) 周知用配布物（別添 1）
- (2) 取引又は証明における規制（経済産業省 引用資料）（別添 2）
- (3) 計量法抜粋（別添 3）

##### 3 その他

ご不明な点がございました際には、問い合わせ先にご連絡ください。

以上

（問い合わせ先）

東京都計量検定所検査課計画担当

住 所 東京都江東区新砂 3-3-41

電 話 03-5617-6638（直通）

担当者 及川、吉田



東京都

医療機関等で使用する「はかり」には

# 計量法の規制がかかります!!

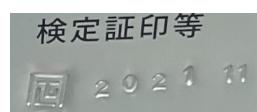
患者様の体重を量って、その数値を通知したり母子手帳等に記載し通知する行為は、計量法では「証明」といい、計量法の規制がかかります。

## 計量法で課せられる規制

### 1 検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」を使用してください。

(計量法(以下、法) 第16条)

- 「家庭用」の表示がある「はかり」は使用できません。



(実物画像)



検定証印



基準適合証印



「家庭用」の表示

体重測定や記録・通知等に使用できます。

証明には使用できません。

### 2 2年に1回実施する「定期検査」を受検してください。(法第19,21条)

- 検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」が対象です。
- 合格すると、定期検査に合格した旨のステッカーが「はかり」に貼付されます。  
→ 不合格の「はかり」は、そのままでは体重測定等に使用できません。(法第16,24条)

(検査について)

- 東京都が実施します(八王子市内は八王子市が実施します)。
- 実施時期は地区ごとに決まっています。具体的な実施時期については、裏面の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 検査には手数料がかかります。具体的な金額は裏面の問い合わせ先までお問い合わせください。



定期検査に合格した旨のステッカー  
(東京都が検査した場合に貼付するもの)

## 購入するときに注意してほしいこと

- 「はかり」には使用できる区域が指定されています。使用する場所が含まれているかどうかを確認してください。  
⇒ 東京都の重力加速度は $9.798\text{m/s}^2$ です（八丈支庁及び小笠原支庁管内は除く）。使用できる重力加速度にこの値が含まれていれば使用できます。
- 測定する体重に見合った計量範囲や精度を持っているかどうかを確認してください。  
⇒ 例えば、測定能力が極端に大きな体重計を乳幼児の体重測定に使用することは一目盛の精度が荒くなるため望ましくありません。
- その他、ご不明な点については、「はかり」のメーカー又は以下の問い合わせ先にご相談ください。

## 使用するときに注意してほしいこと

- 温度変化、風、高湿度、振動などは「はかり」の大敵です  
⇒ 廊下に設置せざるを得ない時は、風よけの設置をご検討ください。
- 「はかり」は硬い床や台の上に設置してください。
- 体重測定時は「はかり」の中央に静かに載ってください。
- 「はかり」が傾いていると正確に測定できません。  
⇒ 「はかり」にある水平器で水平を確認してから使用してください。

## 罰則があります

- 檢定証印や基準適合証印が付されていない「はかり」を証明行為に使用した場合（法第16条違反）
- 「家庭用」の表示がある「はかり」を証明行為に使用した場合（法第16条違反）  
⇒ 法第172条により、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金が課せられます。
- 定期検査を理由なく受検しなかった場合（計量法第19条違反）  
⇒ 法第173条により、五十万円以下の罰金が課せられます。

## 問い合わせ先

## &lt;東京都内の医療機関（八王子市内の医療機関は除く）&gt;

東京都計量検定所 検査課 計画担当（電話受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00）

住所 東京都江東区新砂三丁目3番41号

TEL : 03-5617-6638

メールアドレス S1122003@section.metro.tokyo.jp

HP : <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/>



## &lt;八王子市内の医療機関&gt;

八王子市消費生活センター（電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00）

住所 東京都八王子市東町5番6号 クリエイトホール地下1階

TEL : 042-631-5456

HP : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/012/p007226.html>



## 2. 取引又は証明における規制

計量法では第8条第1項において「法定計量単位以外の計量単位（非法定計量単位）は、第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。」と、定めており、72の物象の状態の量について、取引又は証明において非法定計量単位の使用を禁止している。

計量法では取引及び証明の定義を法第2条第2項で次のように定めている。「この法律において「取引」とは、有償であると無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。」

### 1. 取引における計量

取引における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、ある計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行いその計量の結果が契約の要件となる計量をいう。工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない計量や契約の要件にならない計量は含まれない。

計量した物に計量の結果を表示する場合については、その物が取引の対象となり、表示した計量の結果が契約の要件となるときは、その表示をするための計量は、取引における計量に該当する。内部の工程管理における計量結果の表示であり、工程管理上その計量結果の表示を用いる場合は、その表示のための計量は取引における計量に該当しない。

### 2. 証明における計量

計量法第2条第2項の「公に」、「業務上」、「一定の事実」、「真実である旨を表明すること」の解釈は以下のとおり。

- ・「公に」とは、公機関が、又は公機関に対しであること。
- ・「業務上」とは、継続的、反復的であること。
- ・「一定の事実」とは、一定のものが一定の物象の状態の量を有すること。特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。
- ・「真実である旨を表明すること」とは、真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。

#### 参考

値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。

具体的には、次のようなものが、「取引又は証明」に該当する。

- ・物品の質量による計量販売（牛肉500グラム）
- ・物品の規格値による取引（10ニュートンの力に耐える木材）
- ・土地の登記のための測量
- ・都道府県に提出する排水の総量の計量

また、次のようなものは、「取引又は証明」に該当しないと考えられる。

- ・スポーツ、ゲームなど取引又は証明に関係の無い日常生活における単位の使用
- ・学術論文など学術研究における単位の使用
- ・学校教育において、教育上の観点から教育段階に応じて適当と判断されて定められた単位の使用

取引又は証明に用いられない計量単位については、計量法の規制の対象とならないが、計量法の目的に照らせば非法定計量単位の使用が普及することは望ましくなく、法定計量単位を使用することが望ましい。

## 計量法（平成4年5月20日号外法律第51号）の抜粋

### （定義等）

第二条省略

- 2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 省略
- 4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 5 以降省略

### （使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十五条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するためにはならない。

- 一 計量器でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
  - イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器
  - ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの
- 三 以降省略

### （定期検査）

第十九条 特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適當であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第百十九条第一項の計量証明検査済証印であって、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあっては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）

2 以降省略

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 以降省略

(定期検査済証印等)

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 **定期検査に合格しなかった特定計量器**に検定証印等が付されているときは、**その検定証印等を除去する。**

(検定証印)

第七十二条 **検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。**

2 以降省略

(表示)

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付すことができる。

2 以降省略

第一百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、**六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

- 一 **第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第百十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者**
- 二 省略

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五十万円以下の罰金に処する。**

- 一 **第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第百二十四条の規定に違反した者**
- 二 以降省略

第一百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二条から第百七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。